

香川県では、すべての県立高校において、  
各自でご購入いただいた学校指定の  
タブレット端末により、日々の学習等に取り組んでいます。



情報技術の発達やグローバル化の進展等により、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所で ICT（情報通信技術）の活用が日常のものとなっており、学校教育においては、パソコンやタブレット端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなっています。

近年、社会の変化はますます複雑で予測困難となっており、そのような未来を担っていく生徒においては、様々な社会的変化や問題を乗り越える資質・能力を育成する必要があります。そのため、パソコンやタブレット端末等の ICT を授業等で活用し、学校教育の質の向上を図っていきます。

本県では、文部科学省の G I G A スクール構想※に基づき、令和5年度から県立高校において生徒1人1台端末（以下、「端末」という。）を活用した授業を行ってきました。令和7年度の入学生からは、各学校が指定する端末を各自で購入していただいております。学校内外を問わず日々の学習等へ主体的に取り組める環境を実現していくこととしておりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ G I G A スクール構想 学校の ICT 環境整備により、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること等を目指す取組み

県立高校では、このような ICT 活用教育を推進しています



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習



学校や家庭等で、一人一人の習熟の程度等に応じた学習



複数の考えを議論して整理し、発表を行うアウトプット型の学習  
イラスト：文部科学省「ICTを活用した指導方法」より

1 端末の購入について ※県推奨端末（Chromebook）の場合

購入価格

購入の際にご家庭で負担いただく金額：全日制※<sup>1</sup>3万5千円程度※<sup>2</sup>（昨年度実績）  
令和9年度については、各種コストの上昇に伴い、改定となる可能性があります。  
様々な決済方法（一括・分割、振込・クレジット決済等）に対応します。

※<sup>1</sup> 定時制・通信制 3年保証…17,498円 4年保証…20,053円

※<sup>2</sup> 令和8年度入学生（全日制）の負担金額は34,996円  
（端末代金69,993円から補助額（34,997円）を差し引いた額）

購入時期

3月の入学周知会等以降に購入手続きをしていただきます  
案内に従って、Webサイト上から注文していただきます。



2 端末の貸与を希望する場合

入学先の学校で、所定の要件を満たす世帯のうち希望する生徒に貸与をします。3月の入学周知会等以降に書類の提出をお願いします。なお、学校個別の教材ソフト料等については、ご家庭の負担となります。

# 生徒1人1台端末についてのQ & A



Q：全ての県立高校で同じ端末を個人購入するのですか。



A：県教育委員会では、Chromebook を県推奨端末としています。ただし、学校や学科の特色により異なる端末を指定する学校もあります。中学校で使用していた県域アカウントは、引き続きご利用いただけます。

Q：端末は家庭で自由に使用することができますか。



A：端末を持ち帰り、動画やデジタル教材などを用いて授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースで継続的に学習に取り組むことができます。なお、不適切なサイト等は閲覧できない対策を行っています。

Q：端末購入経費はいくらになりますか。



A：端末本体(キーボード、タッチペンを含む)、端末保証、端末管理ツール等をパッケージとする予定です。トータルで7万円程度(県標準端末を採用する学校)、負担金額は全日制で3万5千円程度(昨年度実績)を想定しています。合格発表以降に購入手続きをしていただけます。※令和9年度については、各種コストの上昇に伴い、改定となる可能性があります。

Q：すでに個人で所有している端末を学校に持ち込むことはできませんか。



A：端末は、学校の教育活動で日常的に利用するため、専用の管理ツールで適切に管理します。セキュリティの観点やトラブル発生に対応するため学校が指定する端末の購入をお願いします。

Q：経済的な事情で、端末を購入できない場合は、どうすればよいですか。



A：生活保護受給世帯または、親権者全員の県民税および市町民税所得割額非課税世帯、家計急変世帯のうち希望する生徒に対しては、端末を貸し出しできます。持ち帰りを含め他の生徒と同様に活用いただけます。また、「奨学のための給付金」や「香川県高等学校等奨学金」等の制度もありますので、適宜ご活用ください。

Q：通信費は誰が負担するのですか。



A：県推奨端末はWi-Fiモデルであり、学校では校内Wi-Fiに接続するため、県の負担となりますが、家庭での通信費については各自の負担となります。なお、家庭に通信機器がない場合は、Wi-Fiルータの通信機器を貸し出しますが、通信のための回線契約は、各自の負担でお願いします。